# 少年自然の家の在り方について

## 提言報告書

平成25年10月

少年自然の家の在り方に関する検討委員会

## 目 次

1		はじめに	1		
2		少年自然の家の状況について	2	~	4
3		少年自然の家の必要性について	5	~	7
	(1)	子どもの「生き抜く力」を育む上で必要不可欠な施設である			
	(2)	学校の教育課程を補完するためになくてはならない施設である			
	(3)	自然、地域、子どもをつなぐキーステーション、			
		地域の「よりどころ」となる施設である			
	(4)	教員養成及び大人の実践的な研修場所として貴重な施設である			
4		各視点からの協議事項	8	<b>~</b> 1	3
	(1)	県内に3か所の少年自然の家は必要か			
	(2)	少年自然の家に、どのような機能を付加していくか			
	(3)	指定管理者による運営は考えられるか			
	(4)	冬期閉鎖を実施していることについてどのように考えるか			
1					

#### 《資料》

- 少年自然の家の在り方に関する検討委員会設置要綱
- 〇 秋田県少年自然の家設置条例・教育機関の管理運営に関する規則
- 〇 検討委員名簿
- 〇 協議の経過

#### 1 はじめに

少子化の進行等による人口減少時代を迎え、経済活力の維持や福祉機能の維持、新たな視点でのまちづくりなど、地域活力低下への懸念がクローズアップされ、より現実に即した多面的な対応が課題となってきている。こうした険しい路を切り拓くのは、教育・人づくりに他ならず、今こそ県民一人一人の経験や知恵を結集し、これら様々な課題に立ち向かっていかなければならない時機である。

平成24年11月、秋田県社会教育委員の会議では、「体験活動を重視した青少年教育の在り方について」をテーマに、6回にわたる協議と視察等を経て、提言書を県教育委員会に提出した。秋田の未来を担う青少年を育成するためには、少年自然の家はなくてはならない施設であるとの共通認識から、「少年自然の家を誰もが利用できる施設にする」などの具体的な方策が示された。

しかし一方では、少年自然の家の管理運営にかかる財政状況や職員体制は年々厳しさを増している。これまで、職員の創意工夫と市町村、団体、ボランティアの協力等によって事業を遂行しているが、児童生徒数の減少や老朽化への対応など、時代の流れとともに施設を取り巻く運営上の課題も出てきている実状にある。

このように、県社会教育委員の会議による提言内容や少年自然の家を取り巻く諸課題を踏まえながら、10年、20年後の将来を見据え、少年自然の家の機能や運営の在り方について各地区の様々な声を吸い上げるため、「少年自然の家の在り方に関する検討委員会」が設置されたものである。

今の子どもたちは、21世紀という厳しい時代において、ふるさとを支え、グローバル化の中で生き抜いていかなければならない世代である。「やさしさ」と「かしこさ」を備えた秋田の子どもたちに求められるもう一つの力は、「たくましさ」である。この「たくましさ」を育むには、本県が「教育立県あきた」を目指して、学校教育の共通実践課題として掲げている「ふるさと教育」の推進に加え、子どもの成長段階に応じた自然体験や共同生活体験等が欠かせない。学校の体験的な学習活動の補完や、市町村・各種団体の事業等の支援など、学校や地域の教育活動を支える少年自然の家の存在は極めて大きいものである。

本検討委員会では、秋田の教育は、秋田の可能性を支える大きな宝であり、県民に自信と誇りを抱かせるものであることから、県民の教育活動に寄せる期待は一層高まっているとの共通認識の基で、次のような視点から具体的な協議を行うこととした。

視点1 県内に3か所の少年自然の家が必要か

視点2 少年自然の家にどのような機能をもたせるか

視点3 指定管理者による運営は考えられるか

視点4 冬期閉鎖を実施していることについてどのように考えるか

教育は、百年の計である。未来を拓いていく子どもたちに「たくましく生き抜く力」 を身に付けさせる機会を保障することは、私たちが未来に対して担っている大きな責任 である。

秋田県教育委員会においては、今後の方針を決定するに当たって、財政的な視点からの検討も行われることになると思われるが、秋田県の将来を担う子どもたちのために、この「提言報告書」の趣旨を生かしてくれることを強く要望する。

#### 2 少年自然の家の状況について

#### (1) 利用状況

#### ① 利用者数 (別紙資料No. 1 · 資料No. 2)

本県では、昭和49年に大館少年自然の家、昭和53年に保呂羽山少年自然の家、昭和58年に岩城少年自然の家が開所している。3所がそろった昭和58年度以来、年間の延べ利用者数はほぼ8万~9万人台で推移し、10万人を超えた年度もある。しかし、平成18年度からは利用者数が減少し、平成22年度には約6万人まで落ち込んだ。東日本大震災を教訓に体験活動が見直されたことなどから、平成23年度からは回復傾向が見られ、平成24年度は約7万人まで増加している。

#### ② 利用団体数 (別紙資料No. 3 · 資料No. 4)

3所合計で見ると、小学校をはじめとする学校 団体の利用が約6割を占めている。各所別に見る と、大館少年自然の家では、幼稚園・保育所の割 合が多い。これは、冬期閉鎖中の出前講座が増え たことによるものである。保呂羽山少年自然の家 では、小学校の割合が大きくなっている。岩城少 年自然の家では、他所に比べて、スポーツ少年団 やボーイスカウトなど、社会教育団体の利用割合 が多くなっている。

利用団体数は年度による増減が少なく、安定して利用されていることが分かる。学校や団体からのニーズは今後も変わりなく見込まれるほか、近年増加している幼稚園・保育所利用の増加も期待できる。





#### ③ 推移の背景(別紙資料No. 2)

平成9年度から平成17年度まで、特に保呂羽山少年自然の家と岩城少年自然の家で利用者数が多くなっている。これは、当時「教育施設のセカンドスクール的利用」が始まり、学校団体の多泊型利用、特に2泊3日の利用が大きく伸びたことなどが背景にあった(利用者数は延べでカウントするため、泊数が多くなると利用者数は多くなる)。

しかし、平成18年度から平成21年度にかけては、急激な落ち込みが目立つ。 この理由としては、学力・学習状況調査等の影響で学力向上重視の風潮が高まり、 多泊型利用を控える学校が多くなったことが考えられる。また、民間の業者に配 慮し、スポーツ少年団等の利用については、受入上問題のない場合であっても、 意識的に受入を控えたことなどが背景にある。

近年は、冬期を中心に学校からの出前講座の要望が高まったことや、幼稚園・保育所の利用ニーズが高まったこと、スポーツ少年団等も利用の趣旨に合うものは受け入れるようにしたことなどから、利用者数は再び回復傾向にある。

#### ④ 月別利用状況 (別紙資料No. 5)

各所とも、6月~7月のピーク時には、受入の余地がないほどの利用申込があり、利用日の調整に苦慮しているのが実状である。一方、9月以降は利用申込が少なくなり、いわゆる閑散期となっていることから、この時期の利用促進が課題になっている。大館少年自然の家と保呂羽山少年自然の家では、11月から翌年2月までが冬期閉鎖となっているが、この期間は学校等から出前講座の要望が多くなっている。出前講座の機会を通じて施設のPRを行うことで、夏期の新たな利用増につながることが期待できる。

#### ⑤ 地区別状況 (別紙資料No. 6-1・資料No. 6-2)

県内の小学校は、ほぼ100%が少年自然の家等を利用している。県北・中央・県南の各地区で、当該地区にある少年自然の家が利用されており、3所で棲み分けがなされていることが分かる。ただし、平成19年度に「あきた白神体験センター」が八峰町に開所して以来、能代市・山本郡の利用が、そちらにシフトしている状況がある。

平成23年度の状況を見ると、大館少年自然の家は、県北地区全体では約7割の利用率だが、あきた白神体験センターがある能代市・山本郡を除いて鹿角・北秋地区に限れば、8割以上の利用率となっている。保呂羽山少年自然の家は、県南地区の学校の約9割が利用している。岩城少年自然の家は、中央地区全体では約5割の利用率だが、秋田市の学校は市立の施設を利用しているため、秋田市を除く中央地区として見ると、約9割の利用率となっている。

なお、中学校については、概ね所在する地区の施設を利用しているものの、小学校に比べると、地区を越えた広域的な利用も見られる。

#### ⑥ セカンドスクール的利用状況 (別紙資料No. 7・資料No. 8)

「教育施設のセカンドスクール的利用」は、平成9年度から少年自然の家で試行され、平成11年度から本格的に実施されている取組であり、次のような点が特徴として挙げられる。

- ・学校週5日制により、授業時数の減少が見込まれる中で、ふるさと教育の視点も踏まえて体験活動の時間を確保するために、考案された仕組みであること。
- ・教育施設で行われる体験的な学習活動を、教科の時数としてカウントできる 仕組みであること。例えば、少年自然の家で行う野外炊飯を家庭科の時間と して位置付けたり、天体観察を理科の時間として位置付けたりするもの。
- ・教育施設の職員と、学校の教員が連携して授業を行うことで、より効果的な 学習ができるほか、それぞれの資質向上につながること。

児童生徒数が減少している中、セカンドスクール的利用数や、後述のPAの利用数は増加傾向が見られ、学校団体にとって必要不可欠なプログラムとして、安定的な需要があることが分かる。

#### (2) プロジェクトアドベンチャー (PA) (別紙資料No. 7・資料No. 9)

PAは、人が人として成長するための「気づき」を効果的に体験するために、アメリカで開発された冒険教育プログラムである。仲間と協力して信頼関係を構築する教育プログラムであり、クラスの団結やいじめの未然防止など学級経営にも優れた効果があるとされている。秋田県では平成14年度から各少年自然の家で導入されており、学校の体験活動におけるメインプログラムとなっているほか、教員の初任者研修の必修プログラムとしても活用されている。また、県内大学における人材育成の実践研修としても、今後の活用が見込まれている。

PAでは「エレメント」と呼ばれる器具も使うが、いわゆるフィールドアスレチックとは全く異なるものであり、ファシリテーターと呼ばれる支援的指導者(PAに関する専門的な研修を受けた職員)の存在が大きい。







#### (3) 管理運営費等の推移(別紙資料No. 1 O)

少年自然の家の管理運営費(経常的経費)を見ると、運営にかかる予算が年々減少しており、主催事業や職員のスキルアップに充てるための研修費等の予算化が困難となっている状況である。

#### (4) 秋田県の7-15歳人口の推移(別紙資料No.11)

秋田県年齢別人口流動調査(秋田県調査統計課)をもとに7歳から15歳(小・中学生に相当)の人口を見ると、昭和58年から平成24年までの30年間で、約16万人から約8万人と、ほぼ半減している。





#### 3 少年自然の家の必要性について

#### (1) 子どもの「生き抜く力」を育む上で必要不可欠な施設である

- 少年自然の家においては、子どもに学校や家庭では得がたい体験をさせ、それによって「自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や敬虔の念を育てる」「集団宿泊生活を通じて、規律、共同、友愛、奉仕の精神を養う」「野外活動を通じて、心身を鍛練する」など、学校の教育目標が達成されていることから、なくてはならない施設といえる。
- 少年自然の家での体験活動は、普段の学校や家庭では得がたい特別なものである。子どもにとって、親元を離れて子どもだけで泊まること、豊かな自然に触れることのできる機会は貴重であり、活動を通して大きく成長することができる。ありのままの自然の中で、ワイルドな体験や危険が伴う体験でも安全にできるなど、配慮が行き届いている。また、子どもの発達段階や希望に応じたプログラムや体験活動のサポート体制が整備されており、未就学児や小・中学生、高校生のいずれの学年にとっても使い勝手の良い施設である。
- 本県の学校教育共通実践課題として掲げられている「ふるさと教育」を基盤に した家庭・地域との連携によるキャリア教育の充実を目指す上で、「生き抜く力」 を育むことのできる自然体験活動が重要ではないか。その役割を担っているのは 少年自然の家にほかならない。
- 本県の子どもたちは、学力・学習状況調査において、無回答にせず、必ず何か書いている。こうした本県の子どもたちの「最後まで諦めずにがんばる」という姿勢は、一朝一夕に培われたものではなく、何年もかけて育まれてきたものである。そうしたことからも、これまでの本県の教育を今後も続ける必要があり、その一端を担っている少年自然の家の自然体験活動は重要である。
- 少年自然の家での自然体験活動が減っていくと、20年から30年後、今の子どもたちが親になったとき、その影響がその子どもにも及ぶ懸念がある。これからの子どもたちに、自然体験活動を通して、自立心や協調性、社会性などの「生き抜く力」を育むことで、心と体が鍛えられ、それが学力の向上の基盤になると思われる。よって、今の子どもたちが大人になった時に、その子どもにも同じように少年自然の家を利用してくれるような手立てが大切である。秋田が誇る財産である自然からは、学ぶべきことがたくさんあることから、そうした体験活動ができる少年自然の家は、本県における「ふるさと教育」を支えるのに有効な体験の場所である。
- 最近の子どもたちは、部屋に集まって一緒にいてもやっていることはバラバラで、他の人と関わりをもちたがらない傾向もあり、コミュニケーション能力が十分に発達していない場合もある。また、インターネットを介して誹謗・中傷するなど、陰湿ないじめにつながる事例も見られる。自然体験や共同生活体験などを

通して人とかかわることの意義は、今まで以上に重要になってきている。

#### (2) 学校の教育課程を補完するためになくてはならない施設である

- 少年自然の家においては、学校教育では得がたい体験活動をさせることによって、少年の全人的な成長発達を図るものであり、学校と少年自然の家とは相互に教育機能を補完し合う関係にある。ただそこに建物があるだけではなく、そこに勤務する職員(社会教育主事)や体験活動のプログラムの存在にこそ意義がある。保護者は子どもだけで宿泊させることに不安を感じる大人も少なくないが、少年自然の家であれば、親元から離して安心して宿泊させることができる。
- 少年自然の家は、学校の教育目標を達成するために必要不可欠な教育施設である。本県のほぼ100%の小・中学校が、いずれかの少年自然の家等を利用して集団宿泊体験活動を実施している。少年自然の家以外の施設では、単に泊まるだけになる恐れがあり、学校が教育課程でねらいとしていることの一部分しか達成されない懸念がある。
- PAを含めた仲間づくりや、その場で子どもたちが自分で考えて判断し行動するプログラム、事前のパトロールによる安全な野外活動など、少年自然の家ならではの教育的支援があったから、学校でもこれまで宿泊体験活動を実施することができた。また、大雨で野外活動ができなくなった時でも、学校の引率教員と社会教育主事が相談し、館内の設備を使っていろいろな体験活動ができている。こうした、臨機応変に、迅速な対応ができるところが少年自然の家のよさである。
- 少年自然の家は、障害のある子どもが安心して宿泊できる教育的な配慮がなされており、特別支援学校にとって、ハード面とソフト面の両面で、バリアフリー化された施設となっている。そうしたことから、どの地域の特別支援学校も少年自然の家を利用している。また、特別支援学校にとって、宿泊体験は修学旅行のための予行練習的な意味合いもあり、教員が宿泊時の子どもたち一人一人の様子を把握する場として欠かせない施設となっている。他の小・中学校と一緒に活動する場面もあり、交流及び共同学習の場として、インクルーシブ教育システム※の構築という視点からも、大変よい機会である。
  - ※ 「インクルーシブ教育システム」とは、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な 最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと

(第二次秋田県特別支援教育総合整備計画 平成24年10月秋田県教育委員会 より)

- (3) 自然、地域、子どもをつなぐキーステーション、地域の「よりどころ」となる施設である
  - 少年自然の家は、自然体験活動により、自然と子ども、あるいは地域と子ども をつなぐキーステーションであり、県北・中央・県南それぞれの地域の「よりど ころ」となる施設である。

- 一部の市町村は、少年自然の家の類似施設として、体験活動型の宿泊施設を所有しているが、少年自然の家のように社会教育主事が配置されている施設は存在しない。また、ほとんどの市町村には体験型宿泊施設がないのが現状である。そうしたことから、少年自然の家は学校における身近な体験型宿泊施設としてだけではなく、市町村の教育活動を支える上でも重要な施設といえる。
- 今の親世代は、子どものときに少年自然の家を利用しているので、その時の体験が人生の糧になっていると感じており、子どもには親と同じような体験をしてもらいたいと考えている。子どもが宿泊体験活動を控えてわくわくしているときや、主催事業に親子で一緒に参加しようとしてチラシを見ているときなどに、共通の話題で盛り上がることができる。
- 子どものときに少年自然の家で体験したことは、その後の人生に様々な形で活きてくる。高校生や大学生になってから、ボランティアとして活動している場合もあり、人のつながりがさらに広がっている。これも、少年自然の家が地域に存在することで可能になってくる。
- 少年自然の家では、その周りの自然のほかに、そこを拠点として少し足をのば し、地域の自然や歴史・文化に触れるプログラムも可能である。それぞれの地域 のよさに触れることで、秋田のよさやふるさとへの思いを育む重要な施設といえ る。

#### (4) 教員養成及び大人の実践的な研修場所として貴重な施設である

- 県内の大学では、教員養成の実践的な研修場所として少年自然の家を位置づけており、活用の機会が増加してきている。教員志望の大学生が少年自然の家でボランティア活動をすることで、「たくましさ」や「コミュニケーション力」「調整力」など、教員に必要な資質を身に付けることにもつながっている。
- 教員が社会教育主事として、少年自然の家での勤務を経験することにより、PAの手法を身に付けたり、学校現場とは異なる人や団体等と係わりをもったりすることができる。それが自らのキャリアアップや指導力向上に役立っているほか、社会教育主事の経験が、学校運営や教科指導等に生かされており、高い教育効果を上げている。



○ 民間企業が、ワークショップによる実践的な社員研修を行う施設としても、そ の効果が期待されている。

#### 4 各視点からの協議事項

- (1) 県内に3か所の少年自然の家は必要か
  - → 少年自然の家は、教育の機会均等の視点においても県北・中央・県南の3地区にバランスよく配置され、それぞれが独自の特色をもっており、仮に1か所でもなくなった場合、その地区の学校教育・社会教育への支障が極めて大きくなることから、3か所とも必要である
  - 少年自然の家が1か所でもなくなった場合、次のような支障を来すことになる。
    - ・県内の隅々にまで学校はあり、子どもがいるので、一部地域の学校では、 地理的な条件から、少年自然の家を利用できなくなる恐れがある。
    - ・小学校低学年や幼稚園・保育所にとっては、移動が困難になり、少年自然 の家を利用できなくなる。
    - ・小・中学校では、これまで培ってきた教育課程を再編成しなければならない。
    - ・遠方への移動に時間がかかることにより、その分体験活動にかける時間が 少なくなってしまう。
    - ・地域住民にとっては、気軽に自然体験を行える場所が身近になくなるほか、 地域のよりどころを失うことになる。
    - ・小学校や幼稚園・保育所、各種団体を、残る少年自然の家が全て受け入れることは困難になり、団体は行き場を失うことになる。
    - ・保護者の経費負担がさらに増えてしまう。
  - 各少年自然の家の特色として、次のようなものがある。

#### 【大館少年自然の家】

- ・鳳凰山の大文字をバックにした、長根山山頂の 大館少年自然の家は大館のシンボルである。
- ・大館市では、大館盆地全体を教室に、市民一人 一人を先生にというコンセプトで「ふるさとキャリア教育」を推進しており、そうした意味から大館少年自然の家は重要なパーツである。



- ・県北地区で唯一の教育施設であり、教育の機会均等という観点からも貴重 な施設である。
- ・大館市の町や川の流れ、田畑などの美しい眺め、朝の雲海や夜の夜景など の貴重な瞬間を感じることができる。
- ・大館市の中心に位置していることから、宿泊しながら学校に通う「通学合宿」が可能である。

#### 【保呂羽山少年自然の家】

- ・保呂羽山登山やスキー場のナイトハイクなど、 フィールドの広さに魅力を感じる。
- ・特徴ある取組として「ほろわ音楽祭」があげられる。こういうイベントを核にして、音楽の指導者と一緒に練習ができるなど、音楽愛好家や 吹奏楽の人たちを集めることもできる。



- ・道路脇には、薬草としても知られているキバナイカリソウや爪楊枝になる クロモジ等の貴重な植物が生えている。
- カヌー体験がいつでもできる。
- ・雪深い中でのウインターキャンプができる。猛吹雪の中、雪にテントが埋 もれてしまうような状況など、貴重な体験ができる。
- ・PAの活動の中で、大人を対象としたハイエレメントが設置されているのは、保呂羽山少年自然の家だけである。

#### 【岩城少年自然の家】

- ・岩城は山と海の体験や四季を生かした体験活動ができる。
- ・地引き網を引くときのかけ声のかけ方や漁師の 姿を見ることができる。
- ・中学校の利用を考えたとき、岩城少年自然の家 を拠点にして、秋田市に出向いて職場体験がで きる。



- ・ 亀田の町で、子どもを自由に活動させることができる。(土地と歴史と現 代の子どもを結びつけて、まちづくりの観点からの活動)
- ・海の近くにあるメリットを生かし、砂浜で遊ばせたり、スイカ割りやサンドクラフトを体験したりすることができる。
- ・大展望室での星の観察や、貝殻や木の実・枝などの自然物を使った工作は 人気がある。
- ・学校以外の利用団体(ボーイスカウト、子ども会など)が多いのが特徴である。

#### (2) 少年自然の家に、どのような機能を付加していくか

- → 少子高齢社会にあって、これまで少年自然の家が果たしてきた機能に加え、少年に限らず、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の人々の利用 や防災教育等による地域の絆づくりとして利用できるなど、新たな機能を付加していくべきである
- ① 生涯学習施設として、幼児から高齢者まで幅広く利用できる施設にする

- 地域のよりどころとして、思い立ったときにいつでも気軽に立ち寄り、体験を 通して交流できるような生涯学習施設としての機能をもたせるべきである。
- 「少年」を外すことや「青少年」とすることなど、名称を工夫することによって、これまでの少年自然の家に対する、少年が利用する施設という固定観念をリセットしたい。それにより、誰もが利用できる施設としての存在価値が高まっていくことも期待できる。体験活動を通した県民一人一人の学びが促進されるとともに、子どもを中心として様々な世代の人々が触れ合う機会が少年自然の家で創出されていく可能性が生じてくる。それが地域のキーステーションであり、地域のよりどころとしての機能である。
- 学校を中心としつつ、幅広い世代の利用を促進するために、例えば次のような 活動プログラムが考えられる。

#### 【学校教育に係る活動】

- ・幼稚園・保育所、小学校低学年を対象にしたプログラム
- •「イングリッシュキャンプ」等の学力向上を主なねらいとしたプログラム
- ・電気やガスなどが使えない災害時の対応を体験する防災教育プログラム
- ・少年自然の家を拠点に地域の祭りに参加するプログラム
- ・県内の自然遺産や文化遺産などを活用したプログラム
- 雪との関わりを楽しむプログラム
- ・一日を通して動植物の生態を観察するプログラム
- ・統合が予定されている学校同士や、小規模校同士による交流プログラム
- ・異学年交流を目的とした体験プログラム
- ・職業講話等を取り入れた、キャリア教育プログラム
- ・環境教育に関するプログラム

#### 【学校以外を対象にした活動】

- ・子どもと大人を結びつける交流プログラム (親や祖父母も一緒に参加できるプログラム)
- ・子どもとの関わり方を学ぶ保護者向けのプログラム
- ・ワークショップを取り入れた、企業向けの社員研修プログラム
- ・大人を対象とした生活習慣や健康増進に関するプログラム
- ・自然や環境保護に関わるプログラム
- 「防災キャンプ」など、大人を対象とした災害対策プログラム
- ・青年の自立支援に関するプログラム
- ・「大人の社会科見学」など、宿泊を伴う大人の地域探訪プログラム
- 小・中学校の場合は、宿泊体験活動に慣れていない若い引率教員が多くなっている。また、近年、幼稚園や保育所の利用が増加している。引率者からは、少年自然の家が有する指導上の技術を学びたいとの声が寄せられている。こうしたことから、少年自然の家では、教諭や保育士等の指導者研修の場としての機能を充実させていくことも重要である。

- 魅力的なプログラムを開発・提供するにあたっては、バスの利用を含めた市町村との連携や、農山村交流・農家民泊等を行っている団体等との、協働による事業の展開が考えられる。また、高校生や大学生のボランティアや、指導者としてのNPO・民間団体の積極的な活用も必要である。一部分のイベント等に関して、地域の人材を活用することや民間のアイデアを導入すること、これまで以上に情報発信の工夫・改善も考えたい。
- このほか、学校の利用予約は前年度のうちに行う必要があることが課題である ことや、中核的プログラムであるPAを充実させるため、エレメントの大規模改 修が必要であること、学校利用を除いた成人団体からの料金の徴収等について検 討すべきことなどが意見として出されている。

#### ② 時代のニーズに合った設備等の充実

○ 勉強合宿や社員研修などの利用目的に対応し、冷房など快適に過ごせる設備を 充実させることで、利用拡大のチャンスもある。様々な年代の人が利用しやすい ように、バイキングが可能となるような配膳設備の導入や、食事の質の改善、時 代に合った道具(ドーム型テントなど)と設置場所の整備が望ましい。

また、健康管理面など、利用者の安全・安心のため、養護教諭等の人的配置の充実も図ってほしい。

#### (3) 指定管理者による運営は考えられるか

- → 少年自然の家を指定管理者に委託した場合、学校や団体に対するきめ細やかな支援や活動プログラム実施時の適切な指導・助言、安全管理面などへの不安があることから、当面は直営で運営していくべきである
- 平成25年4月に、鳥取県教育委員会が全国の都道府県立青少年教育施設における指定管理者制度の導入状況を調査している。それによると、152施設のうち、およそ3分の1が直営(53施設)、3分の1が自治体・公社・公益法人による指定管理(48施設)、3分の1が企業やNPOによる指定管理(51施設)となっている。
- 指定管理者に委託した場合、民間の手法や発想を取り入れることにより、管理 運営に係る経費の削減や、利用者のニーズに応じたサービスの向上など、柔軟な 対応が期待できるといったメリットがある。一方で、教育施設としての目的・機 能を果たすためのノウハウ(教育的ねらいや子どもの発達段階に即した指導・支 援の方法など)が確実に引き継がれるかどうかや、安全確保を徹底できるかとい ったデメリットが指摘されている。特に、学校や団体へのきめ細やかな支援や、 プログラム実施への適切な指導・助言など、教育施設として長い間蓄積してきた 経験や技術が途絶えてしまう懸念があるため、直営で運営していくべきではない か。

- 指定管理者には建物の維持管理などは任せることができても、学校や諸団体への対応や活動プログラム開発など、指導的な業務を任せることは困難な場合が多いのではないか。本県では、ほとんど全ての小学校が少年自然の家等を利用して集団宿泊活動を行っており、教育課程の中で欠かすことのできない活動となっている。そうした中、教員経験のある社会教育主事が施設職員として存在していることで、児童生徒の状況を理解し、教育的な配慮を踏まえた適切な対応を行うことができ、学校にとって大きな安心感につながっているとの報告が多く寄せられている。このことから、少年自然の家にいる社会教育主事もまた、なくてはならない存在であり、その養成も必要である。
- 他県では、指定管理者が管理する施設で事故やトラブルが発生した事例もあり、 安全管理面や、利用団体への指導・支援といった面で不安がある。単に費用対効 果だけに着目して制度を導入するのではなく、安全管理、施設の教育的機能、業 務の連続性といった視点からも、慎重かつ十分な議論が求められる。
- 県が直営するとしても、ボランティアやNPO、民間団体など、地域の人材や 発想をこれまで以上に活用することで、施設の活性化や活動プログラムの充実を 図るとともに、効率的な運営の在り方も探っていくことが大切である。
- (4) 冬期閉鎖を実施していることについてどのように考えるか
  - → 幼児から高齢者まで幅広い年齢層の人々が利用できるなど、新たな機能を付加していくことを前提として、冬期閉鎖の見直しを検討するべきである
  - 冬期閉鎖は平成22年度から大館少年自然の家と保呂羽山少年自然の家で行われており、岩城少年自然の家は通年開所となっている。平成23年度に冬期閉鎖の検証を行ったところ、管理運営の面では、次のようなメリットとデメリットが明らかになった。

#### 【冬期閉鎖のメリット】

・主に非常勤職員の人件費や、清掃等の委託経費が節減できた。

#### 【冬期閉鎖のデメリット】

- ・施設巡回を行うための人件費や、凍結防止対策、警備業務の委託料など、 経費の掛かり増しがあった。
- ・職員が兼務先に勤務しながら少年自然の家を管理したが、除雪や点検など を離れた場所から管理することに、支障があった。
- 新年度に向けたプログラム開発や道具の準備、職員のスキルアップなど、 指導業務の遂行に支障があった。
- ・職員が複数の勤務場所に別れて配置されたことから、組織としての一体性 確保に支障があった。

- 上記の検証結果を鑑み、平成23年度以降は、冬期閉鎖期間中であっても職員 は少年自然の家に常駐し、兼務が求められる職員については、少年自然の家から 必要に応じて出向き業務に当たる勤務形態にしている。その結果、指導業務の円 滑な遂行や組織としての一体性の確保、積雪期における施設の円滑な維持管理と いう面で効果が見られた。
- 冬に雪が積もる地方は、日本でもそう多くはない。そうした中、本県の子どもたちは、冬の除雪などでも親や祖父母に任せているのが実状であり、生活の中で雪を克服したり、雪に親しんだりする体験が少なくなっている。こうした雪国ならではの体験をしないまま大人になってしまうことに、強い危機感を感じている。他県ではできない、雪国だからこそできる体験活動があることを十分に理解し、その教育的な意義を広く呼びかけていくことが重要である。また、冬期間の交通事情も考慮し、教育の機会均等の面からも、将来的には3所とも通年で利用できるように検討するべきである。
- 雪の中での体験は、災害から身を守る意識付けにもつながる。災害は冬期でも 起こりうることから、積雪期の長い本県にあっては、宿泊拠点施設ならではの活動として、防災教育の視点からも有効である。また、各少年自然の家で行っている冬期の主催事業は、多数の応募があることから、ニーズは十分にあるものと考えられる。さらに、企業研修などでの活用も可能であり、広報・PRの方法を工夫することで、新たな需要が生まれ、様々な世代の利用が掘り起こされることを期待できるのではないか。
- 現状のままで冬期閉鎖を見直しても、学校団体利用の大幅な増加は見込めないと思われる。見直しを行う前提として、幼児から高齢者まで幅広い県民が利用できるなど、少年自然の家に新たな教育機能が付加されたことを周知し、利用を喚起することが必須である。



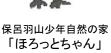


## 資料

- 少年自然の家の在り方に関する検討委員会設置要綱
- 〇 秋田県立少年自然の家設置条例・教育機関の管理運営に関する規則
- 〇 検討委員名簿
- 〇 協議の経過



「大ちゃん」





岩城少年自然の家「いわぴょん」

#### 少年自然の家の在り方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1 「体験活動を重視した青少年教育の在り方について」(平成24年11月秋田 県社会教育委員の会議による提言書)を踏まえ、これからの時代に対応した少年 自然の家のあるべき機能等について検討するため、少年自然の家の在り方に関す る検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2 検討委員会は、次の事項について協議し、その結果を秋田県教育委員会に報告 する。
  - (1) 少年自然の家の機能
  - (2) 少年自然の家の運営体制
  - (3) その他少年自然の家に関し必要と認められる事項

(組織)

第3 検討委員会として、県北地区委員会、中央地区委員会及び県南地区委員会並びに全体委員会を置く。

(地区委員会)

- 第4 各地区委員会は、次に掲げる者の中から10名以内で組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 教育関係者 (学校教育及び社会教育関係者等)
  - (3) 行政関係者(市町村職員等)
  - (4) 少年自然の家の利用者及び児童生徒の保護者等
- 2 地区委員会の委員(以下「地区委員」という。)は、生涯学習課長が委嘱する。
- 3 地区委員の任期は、委嘱した日から平成25年9月30日までとする。
- 4 地区委員会には、地区委員長及び地区副委員長を各1名置き、地区委員の互選によりこれを定める。
- 5 地区委員長は、地区委員会を代表し、会務を総理する。地区副委員長は、地区委員長を補佐し、地区委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 地区委員会の会議は、生涯学習課長が招集し、地区委員長が議長となる。
- 7 地区委員会の会議の公開等については、「審議会等の会議の公開に関する指針」 (平成11年12月3日総務部長通知)の定めるところによる。

(全体委員会)

- 第5 全体委員会は、各地区委員会の地区委員長、地区副委員長及び地区委員により 互選された者で構成する。
- 2 全体委員会の委員長及び副委員長は互選により定める。
- 3 全体委員会の運営等については、第4の第5項から第7項までを準用する。

(事務局)

第6 検討委員会の事務局は、秋田県教育庁生涯学習課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関して必要な事項は、別 に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

#### 秋田県立少年自然の家設置条例

(昭和四十九年三月三十日秋田県条例第二十七号)

#### (設置)

第一条 自然の中で集団宿泊訓練を行うことにより、心身ともに健全な少年を育成するため、少年自然の家を設置する。

#### (名称及び位置)

第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

<del>N-X 2   D M V N V T N X O E</del>	
名称	位置
秋田県立大館少年自然の家	大館市東字岩神沢三十一番地
秋田県立保呂羽山少年自然の家	横手市大森町八沢木字大木屋七十三番地
秋田県立岩城少年自然の家	由利本荘市岩城赤平字長ケ沢二百六十番地の八

(昭五三条例一八・全改、昭五八条例二○・平一七条例一五・平一七条例五九・一部改正) (職員)

第三条 少年自然の家に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(委任規定)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(昭和四九年教委規則第八号で昭和四九年四月一日から施行)

附 則(平成一七年条例第五九号)抄

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 略
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月一日

#### 教育機関の管理及び運営に関する規則 (一部抜粋)

(昭和六十一年三月二十六日秋田県教育委員会規則第五号)

#### 第六章 少年自然の家

#### (開所期間等)

第二十三条の二 秋田県立少年自然の家(以下この章において「少年自然の家」という。)の開所期間は、秋田県立大館少年自然の家及び秋田県立保呂羽山少年自然の家(以下「秋田県立大館少年自然の家等」という。)にあっては三月一日から十月三十一日までとし、秋田県立岩城少年自然の家にあっては通年とする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開所期間を変更し、又は当該期間以外の期間であっても少年自然の家を使用させることができる。

(平二二教委規則八・追加)

#### (休所日等)

第二十四条 少年自然の家の休所日は、秋田県立大館少年自然の家等にあっては月曜日とし、秋田県立岩城少年自然の家にあっては月曜日、一月一日から同月三日までの日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日とする。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、少年自然の家の休所日の取扱い等について準用する。 (平一八教委規則八・平二一教委規則七・平二二教委規則八・一部改正)

#### (利用対象者)

第二十五条 少年自然の家を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 少年(小学校の第四学年以上の学年の児童及び中学校の生徒をいう。次号において同じ。)
- 二 少年の教育に関する指導に当たる者
- 三 前二号に掲げるもののほか、少年自然の家の長(以下この章において「所長」という。)が 適当と認める者

(平一八教委規則八·一部改正)

#### (利用の手続等)

**第二十六条** 少年自然の家を利用しようとする者は、所長の定めるところにより、利用申込書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(平元教委規則八・平八教委規則九・平一一教委規則五・平一八教委規則八・一部改正)

#### (補則)

第二十七条 この章に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

(平一八教委規則八・全改)

## 少年自然の家の在り方に関する検討委員

#### 【県北地区】

	氏	名	役 職 名 等	地区	全体
1	高橋	善之	大館市教育委員会教育長	地区委員長	全体副委員長
2	藤盛	公之	大館市立東中学校PTA会長	地区副委員長	全体委員
3	阿部	義弘	鹿角市立花輪小学校長		
4	福原	良英	大館八幡幼稚園長		
5	遠藤	邦子	県立比内養護学校長		
6	石垣	一子	大館市まるごと体験推進協議会長		全体委員
7	藤原	弘章	NPO法人ふじさと元気塾理事長		全体委員
8	湊屋	啓二	北秋田市子ども会育成連合会長		全体委員
9	佐々木	見吉	大館市立西館小学校PTA会長		
10	松田	淳子	北秋田市教育委員会生涯学習課副主幹		

#### 【中央地区】

	氏 名	役 職 名 等	地区	全体
1	佐々田亨三	由利本荘市教育委員会教育長	地区委員長	全体委員長
2	原 義彦	秋田大学教育文化学部准教授	地区副委員長	全体委員
3	小坂 綾子	にかほ市立平沢小学校長		
4	菅原 耕悦	由利本荘市立岩城中学校長		全体委員
5	齊藤 陽子	県立ゆり養護学校長		
6	佐藤 文俊	ボーイスカウト秋田31団指導者		全体委員
7	小松恵里子	自然の家主催事業参加者		
8	佐藤 純人	由利本荘市鳥海小学校PTA会長		全体委員
9	松野美智子	男鹿市立男鹿南中学校PTA会長		
10	安倍はと子	にかほ市教育委員会社会教育課主査		全体委員

#### 【県南地区】

	氏	名	役 職 名 等	地区	全体
1	石橋	研一	秋田大学教育文化学部准教授	地区委員長	全体副委員長
2	佐々木	(信子	秋田大学教育文化学部准教授	地区副委員長	全体委員
3	藤原	保子	大仙市立花館小学校長		
4	永沢	敏昭	横手市立朝倉小学校長		
5	高橋	大成	社会福祉法人同心会沼館保育園長		全体委員
6	高山 勇光 横手市大森地域局長				
7	備前慎	真太郎	横手市立大森小学校PTA会長		全体委員
8	佐藤	惠美	自然の家主催事業参加者		全体委員
9	佐藤	槇子	湯沢市婦人連合会長		
10	佐藤 政利 大仙市南外公民館長		大仙市南外公民館長		

### 少年自然の家等の在り方に関する検討委員会の協議の経過

月日	会議名(	等	会 場 間	協議内容等
5月27日		県南地区	平鹿地域振興局 14:00~16:00	協議の視点 視点1 県内に3か所の少年自然の家が必要か 視点2 少年自然の家にどのような機能をもたせ
5月28日	第1回 地区委員会	中央地区	由利本荘市役所 西目総合支所 14:00~16:00	るか 視点3 指定管理者による運営は考えられるか 視点4 冬期閉鎖を実施していることについてどの
5月29日		県北 地区	大館市役所 比内総合支所 14:00~16:00	ように考えるか
6月10日		県南地区	平鹿地域振興局 福祉環境部 10:00~12:00	協議の視点 視点1 県内に3か所の少年自然の家が必要か
6月12日	第2回 地区委員会	県北 地区	大館市役所 比内総合支所 15:00~17:00	視点2 少年自然の家にどのような機能をもたせるか 視点3 指定管理者による運営は考えられるか 視点4 冬期閉鎖を実施していることについてどの
6月13日		中央地区	由利本荘市役所 西目総合支所 14:00~16:00	ように考えるか
6月26日	第1回 全体委員会		秋田地方総合庁舎 14:30~16:30	意見集約 提言報告骨子案作成
7月18日	第2回 全体委員会		秋田地方総合庁舎 14:00~16:00	提言報告案作成